

社会福祉法人 中新田福祉会

役員等の報酬及び費用の弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中新田福祉会（以下「法人」という。）定款第8条・21条各項に関する事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 本規程の役員の範囲は、定款第2章・第4章に規定する次に掲げるものをいう。

- 一 評議員
- 二 理事
- 三 監事
- 四 評議員選任解任委員

(報酬)

第3条 役員の報酬は無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 この法人の役員の費用弁償は、勤務実態に即して支給する。
2 前項の費用弁償は、別表のとおりとする。

(役員の旅費)

第5条 この法人が定めた役員の旅費は別表のとおりとする。
2 特別な理由により上記により難い場合は、その都度理事長が決めた額とする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会の議決により行う。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年12月4日 一部改正

平成29年2月9日 一部改正

平成31年4月1日 一部改正

別表

第4条関係

評議員会・理事会・監査に伴う費用弁償 8,000円

その他の費用弁償 5,000円

上記の他、理事長が必要と認めた場合。

第5条関係

会議等開催場所が、地域内の場合支給しない。

地域以外の場合、法人の定める就業規則、給与規程等関係規程を準用する。